

いわき市・宇部市災害時相互応援協定書

いわき市と宇部市（以下「協定市」という。）とは、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係わる相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条の規定に基づき、協定市のいずれかの地域で、大規模な災害（法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、相互に協力しながら応急対策等を円滑に遂行するため、必要な事項を定める。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 救援及び応急措置に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供並びにその供給に必要な資機材の提供及び斡旋
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材の提供及び斡旋
- (4) 避難が必要な被災者の受入れ
- (5) 市役所の機能確保のために必要な施設及び設備の提供
- (6) ボランティアの調整等
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請がある事項

（応援要請の手続き）

第3条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにして、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに必要事項を記載した文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容
- (3) 前条第2号及び第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (4) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、避難者の人数等
- (5) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、必要とする施設の規模及び設備等の品名、数量等
- (6) 応援場所及び応援場所への経路
- (7) 応援の期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第4条 協定市は、法令その他特別の事情がある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 協定市は、前条の規定にかかわらず、いずれかの区域において大規模な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれな

い場合には、自らの判断に基づき自主応援活動を行うことができるものとする。

- 3 自主応援活動を開始した場合は、被災市に応援の内容をできるだけ速やかに連絡するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、法令その他別に定めがある場合を除くほか、原則として被災市の負担とする。ただし、これにより難しい場合は、協議のうえ定めるものとする。

(連絡体制)

第6条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(資料の交換)

第7条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(防災訓練の実施)

第8条 協定市は、それぞれが実施する防災訓練に参加するなど、災害時における応援活動が円滑に実施できるよう努めるものとする。

(補足)

第9条 この協定に定めのない事項及び協定の解釈について疑義が生じたときは、協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第10条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成26年 1月14日

いわき市長 清水 敏 男

宇部市長 久保田 后子